

岐阜県公報

第二千三百六十号
平成二十四年七月六日
(金曜日)

目次

規則

岐阜県理容師法施行細則及び岐阜県美容師法施行細則の一部を改正する規則

(生活衛生課) 四六一

公安委員会規則

岐阜県青少年健全育成条例に規定するテレホンクラブ等営業に係る利用カードの規制等に関する規則の一部を改正する規則

(少年課) 四六一

告示

道路の区域変更

(道路維持課) 四六一

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請
特定非営利活動法人の定款変更認証申請
公共測量の終了
土地改良区の定款の変更認可

(環境生活政策課) 四六一
(同) 四六三
(用地課) 四六四
(西濃農林事務所) 四六四

規則

岐阜県理容師法施行細則及び岐阜県美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十五号

岐阜県理容師法施行細則及び岐阜県美容師法施行細則の一部を改正する規則

(岐阜県理容師法施行細則の一部改正)

第一条 岐阜県理容師法施行細則(昭和三十四年岐阜県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第六号「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、
「外国人登録法(昭和27年法律第125号)の規定による外国人登録原票の記載事項に関する市区町村長の証明書」を「住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)」に改める。
(岐阜県美容師法施行細則の一部改正)

第二条 岐阜県美容師法施行細則(昭和三十四年岐阜県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第六号「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、
「外国人登録法(昭和27年法律第125号)の規定による外国人登録原票の記載事項に関する市区町村長の証明書」を「住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)」に改める。

附則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

公安委員会規則

岐阜県青少年健全育成条例に規定するテレホンクラブ等営業に係る利用カードの規制等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月六日

岐阜県公安委員会

委員長 水谷邦照

岐阜県公安委員会規則第六号

岐阜県青少年健全育成条例に規定するテレホンクラブ等営業に係る利用カードの規制等に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県青少年健全育成条例に規定するテレホンクラブ等営業に係る利用カードの規制等に関する規則（平成十四年岐阜県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「登記事項証明書」を「、登記事項証明書」に改め、「外国人にあっては外国人登録証明書の写し」を削り、同項第三号中「名称」を「名称」に改める。

別記第一号様式備考第二号及び別記第二号様式備考第二号中「法人の」を「、法人の」に改め、「、外国人にあっては外国人登録証の写し」を削る。

附則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

告示

岐阜県告示第三百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年七月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域の変更前後		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			前	後			
県道	一大宮垣線	羽島市福寿町平方字上屋敷五八番二地先から同市同二四番二地先まで	三・四 二五・四	一六・〇 二四・二	（メートル）	（メートル）	
			二七・九	二七・九			

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年七月六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年六月十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ウエルビーイング
- 三 代表者の氏名 山岸 浩史
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市野一色五丁目一番一〇
- 五 定款に記載された目的 この法人は、ノーマライゼーションの理念に基づき、

障害のある方に対し日中活動の場を提供し、障害のある方とその家族に対し、地域生活を送るためのサービスを提供するとともに、併せて障害のある方と市民が共生するまちづくりと地域福祉の増進により社会全体の利益に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年七月六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十四年六月二十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人大野町づくり塾
- 三 代表者の氏名 目加田 菊次
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県揖斐郡大野町大字寺内三三七番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、大野町が楽しく暮らせ、住みよい環境と発展を確立するため、地域住民やボランティアと連携を深めながら、地域の歴史文化施設の保全、地域の環境保全、地域の防犯活動、情報化促進活動その他の活動を行い、より良い地域の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年七月六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十四年六月十九日

- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人中津川市民エコネット
- 三 代表者の氏名 加藤 吉晴
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県中津川市落合二六四九番地の五
- 五 定款に記載された目的 この法人は、中津川市民に「安全でより良い社会」を提供するため、いのち・ひと・くらしを安心というキーワードでつないで、ひとつくり・まちづくりに貢献することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年七月六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十四年六月十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人萩原スポーツクラブ
- 三 代表者の氏名 二村 象史
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県下呂市萩原町羽根一六九六番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、下呂市萩原町において生涯スポーツ活動や地域振興に関する事業を行い、活動を通して、地域住民の健全な心身の育成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年七月六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年六月十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人キートス
- 三 代表者の氏名 安井 仁美
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県不破郡関ケ原町大字関ケ原三三二七番地の五
- 五 定款に記載された目的 この法人は、支援を必要としている障がい者とその家族に対して、地域でありふれた生活を送るために必要な事業を行い、障がい者が地域社会で自分らしく暮らすことができるまちづくりに寄与することを目的とする。

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年七月六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 作業機関 可児市
- 二 作業種類 公共測量（可児市公共基準点整備）
- 三 作業期間 平成二十四年四月十九日から
同 年五月三十一日まで
- 四 作業地域 可児市久々利地区

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十四年七月六日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
中須川土地改良区	平成二四・六・二六

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十四年七月六日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
揖斐川以東用水土地改良区	平成二四・六・二六

平成二十四年七月六日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社